

第八節 指定立替納付制度（クレジットカードによる納付）

1. 指定立替納付制度の概要

公金の支払いにおける決済方法としてクレジットカードの利用が普及してきている中、特許料又は登録料及び手数料（以下「手数料等」といいます。）の納付における出願人等の更なる利便性向上を目的として、料金納付手続の簡素化を図る観点から、平成31年4月1日より、クレジットカードを利用した指定立替納付制度を導入しました。

この指定立替納付は、出願等の手続をする際に、申出により本人のクレジットカードによる決済で手数料等を納付する制度です。この制度を利用できるのは、オンラインによる手続をした場合に限定されます（※書面で手続される場合は利用できません）。

2. 指定立替納付者による納付ができる者

以下の条件を全て満たす者が対象となります。

- (1) 識別番号が付与されている者
- (2) オンライン手続ができる者
- (3) クレジットカード（3Dセキュア対応）を持っている者

3. 指定立替納付者による納付の対象となる手数料等

指定立替納付者による納付ができる手数料等は、オンライン手続ができるすべての手数料等の納付となります。

※具体的な例示は、第五節「2. 予納により納付することができる手数料等」の項を参照してください。

4. 事前準備

- (1) 指定立替納付者による納付をする者は、クレジットカード発行会社のサイトで「3Dセキュア」（本人認証サービス）の登録を行ってください。
 - ・「3Dセキュア」（本人認証サービス）の詳細及び登録方法は、クレジットカード発行会社によって異なりますので、発行会社へお問い合わせください。
- (2) 指定立替納付者による納付が利用できる環境（ブラウザ）は以下となります。
 - ・Internet Explorer 11以上
 - ・Microsoft Edge 最新安定版
 - ・Google Chrome 最新安定版
 - ・Mozilla Firefox 最新安定版
 - ・Safari 最新安定版

5. 出願書類等の納付手続

- (1) 手続者は、手続書類の【手数料の表示】等の欄に、【指定立替納付】及び【納付金額】の項目を設け、【納付金額】の欄に手数料等の金額を記載して手続をします。

※【指定立替納付】の欄は空白とし、何も記載しないでください。

※手続書類を複数件まとめて提出することにより、まとめてクレジットカードで決済をすることができます。ただし、1,000万円以上の金額は一度に手続できません。また、与信枠を超える決済はできませんので御留意ください。

(2) 手続者とクレジットカード会社間で定められた方法（会員規約）で料金の精算がなされます。

6. 手数料等の返還の手続

指定立替納付者による納付をした手続の手数料等の返還は、返還請求書を提出することにより、特許庁からクレジットカード会社へ返納されます。その後、クレジットカード会社が手続者へ精算を行います。

返還請求をする際の返還請求書には【返還金振込先】欄内の各項目に「－（ハイフン）」を記載してください。

<記載例>

【返還金振込先】

【金融機関名】	－
【口座種別】	－
【口座番号】	－
【フリガナ】	－
【口座名義人】	－

7. 利用可能なクレジットカード

指定立替納付者による納付は、特許庁が指定した指定立替納付者（国際ブランド加盟店契約会社）が扱うことのできるクレジットカードのみ利用できます。利用できるクレジットカードの最新情報は、特許庁ホームページ「クレジットカードによる納付（指定立替納付）」に掲載しています。

8. 利用時間の制限

指定立替納付者による納付は、書類の送信直前に、クレジットカードで決済を行いますので、以下の時間帯は、クレジットカードで決済が行えないため、指定立替納付での手続きが行えません。

《決済不可時間帯》

◆特許庁サーバのメンテナンス時間中（特許庁サーバ稼働状況ページで御確認ください。）

◆申請人利用登録による電子証明書追加の後、特許庁による証明書の内容確認完了までの期間

9. 指定立替納付の手続フロー

